

埼玉県嵐山町（国内 12 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る
疫学調査チームの現地調査概要

令和 7 年 12 月 30 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 基本情報

用途（飼養羽数）：採卵鶏（約 24 万羽）

発生家きん舎の構造：ウインドウレス鶏舎 発生家きん舎の飼養形態：ケージ飼い
（2階建て直立7段6列、通路4本）

2 農場の周辺環境・農場概況

- ① 農場は丘陵上に位置し、周囲は樹林に囲まれていた。丘陵周囲は水田となっており、農業用のため池、貯水池が多く存在する。水田はほとんどが耕起されており、カモ類の食物となる落ち籾や二番穂は少なかった。池にはカモ類は少なく、農場から 1 km 以内の 17 か所の池では確認されなかった。農場関係者も、周辺ではカモ類を見たことはないとのこと。農場から南東 1.2 km の池でカルガモ 5 羽、北 1.4 km の池でコガモ 12 羽を確認した。また、北 1.4 km の別の池ではハシビロガモ 23 羽を確認したが、当該種はプランクトン食のため、水田に飛来することは少ないと考えられる。カラス類については、ハシブトガラスが 1～2 羽点在していた。また、農場から西 900 m の水田でハシボソガラス 23 羽の群れを確認した。
- ② 農場出入口は北側の 1 か所のみで、従業員及び飼料運搬、鶏卵出荷等の車両は農場中央の GP センターと育すう舎の間を通り、各施設へ移動する構造となっている。農場東側には育すう舎 2 鶏舎、成鶏舎 3 鶏舎、集卵室及び堆肥施設が位置し、西側に GP センター、成鶏舎 4 鶏舎及び飼料配合施設が位置する。なお、本農場の 9 鶏舎には、1 棟 1 鶏舎のものと、1 棟の内部が壁で完全に区分された 1 棟 2 鶏舎のものが存在する。
- ③ 発生時、育すう舎 1 鶏舎を除いた 8 鶏舎で採卵鶏が飼養されていた。各鶏舎は築 20 年以上とのこと。
- ④ 発生鶏舎は 2 階建ての成鶏舎で、農場東側奥の堆肥置場に隣接していた。なお、当該鶏舎は、1 棟の内部が壁で区分された 2 鶏舎のうちの南側鶏舎であった。
- ⑤ 発生鶏舎の換気は、鶏舎 1 階平側のクーリングパッドから入気し、建物中央の天井ファンから排気する構造であり、入気は温度で自動管理されているとのこと。クーリングパッドには隙間が認められた。また、クーリングパッド上部に設置された入気口は使用されていなかったが、外部の蓋は完全に閉じておらず隙間があり、一部は金網等の設置がなかった。これらの隙間はいずれも野生動物が侵入可能な大きさであった。

3 通報の経緯・発生時の状況

- ① 12 月 28 日（通報前日）、発生鶏舎（約 27,000 羽飼養、通報時 549 日齢）の朝の見回りで少し死亡が多かったため（過去 21 日間の平均 6.6 羽のところ、13 羽死亡）、農場で開腹した鶏の写真を管理獣医師に送付。死亡が増えるようなら家畜保健衛生所に通報するよう指示があったとのこと。この時点での死亡鶏は散在していたとのこと。

- ② 12月29日（通報日）朝の見回りで、発生鶏舎で42羽死亡し、一部は固まって死亡していたことから、家畜保健衛生所に通報したとのこと。
- ③ 通報時、死亡は鶏舎の中央～奥側で見られ、1階よりも2階で多くみられたとのこと。1ケージ5～6羽中2羽死亡しているケージが2～3あったとのこと。産卵率の低下はなかったとのこと。
- ④ 調査時、鶏舎2階及び1階の中央～奥側（東側）でまんべんなく死亡がみられた。まともな状態で死亡しているケージも多数みられた。
- ⑤ 調査時（30日）、発生鶏舎と同じ棟にある壁を挟んだ別の成鶏舎では異状はみられなかった。

4 管理者及び従業員

- ① 農場の従業員は15～16名で、成鶏舎、育すう舎、鶏糞、飼料の4つの担当に分かれており、担当は固定とのこと。成鶏舎のうち発生鶏舎を含む東側3鶏舎は、あらかじめ決められた4人が担当しており、日によって担当する鶏舎は変わるとのこと。
- ② 系列農場はなく、従業員は当該農場専属とのこと。
- ③ 管理獣医師による訪問は月1回で、直近は12月頭に訪問があり、異状はなかったとのこと。
- ④ 飼料業者と鶏卵出荷車両はほぼ毎日、堆肥を引き取る近隣農家は不定期で来場すること。

5 農場の飼養衛生管理

- ① 農場出入口には、立入禁止の看板及び車両消毒ゲートが設置されており、農場に入場する全ての車両が消毒されていた。
- ② 従業員は車両消毒後、衛生管理区域内に車両で入り、出入口付近の鶏舎横にある従業員駐車場に駐車する。その後、衛生管理区域において、東側鶏舎3棟の南側（鶏舎入口側）を通り、更衣室へ移動し、衛生管理区域専用の服、長靴及び使い捨てのゴム手袋を着用すること。なお、更衣室では入口と出口が分かれておらず、更衣の前後の動線は一方通行となっていなかった。
- ③ 管理獣医師を除く外来業者（飼料搬入業者、近隣農家（堆肥搬出）、ワクチン接種業者）は、車両消毒後に衛生管理区域内に乗り入れ、各用務先に向かい、車内で持参した当該農場専用の作業着及び長靴を着用して降車すること。農場では外来業者に対し手指消毒の実施を依頼しているが、実施の確認を徹底できていなかったとのこと。なお、管理獣医師及びワクチン接種業者を除き外来業者は鶏舎に立ち入らないとのこと。
- ④ 管理獣医師については、衛生管理区域外に駐車し、衛生管理区域に入場する際に手指消毒を行った上、持参した専用作業着及び長靴を着用すること。
- ⑤ 従業員及び外来業者が各鶏舎に立ち入る際は、鶏舎前室に設置された踏込消毒槽に浸けた各鶏舎専用の長靴に履き替え、アルコールで手指消毒を行うとのこと。履き替えのためのすのこ等は設置されていなかった。
- ⑥ 発生鶏舎の集卵ベルトは隣接鶏舎を通して集卵室に接続していた。鶏舎外に出る部分

にはフェンスが設置され、上部には覆いが設置されていた。集卵室との接続部分の覆いには5 cm程度の隙間がみられた。

- ⑦ 飼料は、飼料搬入業者によって衛生管理区域内の西側奥にある飼料配合施設へ搬入される。バルク飼料は配合タンクに、紙袋飼料は当該施設内の倉庫で保管された後、飼料配合施設で混合される。混合された飼料は、飼料担当の従業員が農場内用のバルク車で各鶏舎横の飼料タンクに輸送するとのこと。なお、発生鶏舎の飼料タンクの下に餌こぼれは確認されなかった。
- ⑧ 水は、次亜塩素酸で消毒した地下水と水道水を混合してタンクに貯水し、使用しているとのこと。給水パイプやタンクに開口部は認められなかった。
- ⑨ 鶏舎内にはワクチン接種を実施する外来業者が入ることがあるが、過去1か月間発生鶏舎には入っていないとのこと。
- ⑩ 衛生管理区域内には消石灰が散布されていた。2週間に1回程度散布するとのこと。

6 糞及び死亡家きんの取扱い

- ① 発生鶏舎の西側にある出入口と反対側に裏口があり、鶏糞担当者は裏口脇の消毒槽に浸けた長靴に履き替え、手指消毒を行った上、裏口から鶏舎内に入り、除糞作業を行うとのこと。除糞ベルトは2～3日おきに稼働させるとのこと。
- ② 除糞ベルトの床面の蓋は、稼働時のみ開けるとのこと。除糞ベルトが床下を通る部分の床には、小動物が通れる程度の穴が開いている箇所も認められた。ベルトは鶏舎ごとに排出口があり、下にトラックを付けて搬出していた。なお、この排出口には蓋等の設置はなく、野生動物が入る隙間があった。
- ③ 鶏舎から搬出された鶏糞は、廃棄卵とともに農場東側奥のコンポストで処理後、堆肥舎に貯留されていたが、一部には未処理の鶏糞が発生鶏舎の南側に隣接する堆肥置場に貯留されていた。
- ④ 死亡鶏の確認及び回収は、毎朝集卵前の見回りで実施している。それ以外に午後も1回見回りを行う場合がある。死亡鶏は、各鶏舎担当者が鶏舎内でカゴに回収し、鶏舎外へ搬出する。鶏舎外でバケットローダーに死亡鶏を投入した後、発生鶏舎横に設置された処理機に運搬し、ミンチにしてコンポストへ投入しているとのこと。カゴやバケットローダーは使用後に洗浄・消毒を行うとのこと。

7 野鳥・野生動物対策

- ① 鶏舎内でネズミを見ることがあり、殺鼠剤を設置しているとのこと。
- ② 農場上空でカラスをよく見かけるため、カラス除けを設置しているとのこと。
- ③ 衛生管理区域内にネコが住み着いており、調査時に飼料配合施設内及び発生鶏舎脇で姿を確認した。
- ④ 集卵室や鶏舎において、アライグマによる食害があったとのこと。
- ⑤ 堆肥舎の防鳥ネットには隙間や開口部が多くみられた。

(以上)